利用者によるタクシーの選択性の向上に関する検討委員会報告書(概要)

I 趣 旨

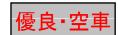
- ○タクシーは公共交通機関として地域社会においてその機能を十分に発揮できるよう、その事業の 適正化・活性化を図っていくことが必要。
- 〇平成20年12月の交通政策審議会答申においては、タクシー事業の構造的要因として、利用者の 選択性の低さを指摘。
- ○このため、本委員会において、利用者の選択性の向上を通じたサービスの向上を促進するため、 以下について検討を行い、報告書にとりまとめ。
 - ・タクシー事業者の評価制度と利用者による評価制度の活用可能性を高める方策
 - ・利用者の多様なニーズに対応したサービスの普及

Ⅱ タクシー事業者の評価制度とその活用可能性を高める方策

- 1. タクシー事業者の評価制度の基本設計
 - ○タクシー業界の全体のサービス水準の確保が主たる目的。
 - ○事業者単位の評価とし、既に評価制度が存在する東京都特別区・武三交通圏以外の法人事業 者が対象(個人タクシーは対象外)。
 - ○「法令遵守」、「安全実績」、「行政処分の状況」に問題がないことが評価の前提。
 - ○「安全管理体制」、「接遇」、「各種実績」において、ある程度の努力により評価されるレベルを 「A」、より高いレベルの基準を満たした場合を「AA」と評価(東京特別区・武三と表示を統一)。
 - ○審査に当たっては、申請時に書類の提出を求め、書類審査を実施。
 - 〇概ね人口150万人以上の都市を含む交通圏で試行的に実施し、その結果を踏まえて拡大。
 - ○第三者機関を評価実施機関とし、当該機関において詳細設計を今後実施。
- 2. 利用者の選択可能性を高めるための方策 評価制度の利用者からの活用可能性を高めるため、乗車形態別に周知策を例示。
- ①制度の認知度
 - •HP等の情報発信媒体による周知及び評価結果の公表
 - ・事業者による評価結果のPR・乗務員への周知
- マスメディアによる広告
- ・乗り場設置者等への周知

- ②電話による配車依頼
 - ・入電時の優良タクシーの案内や専用予約番号の創設
- ③タクシー乗り場
 - ・優良乗り場、選択乗り場の設置・・乗り場設置者等が契約条件として評価結果を活用
- 4流しのタクシー
 - ・屋上灯・側面・前方グリルへのステッカーの貼付
 - 表示灯の優良表示の検討 ・車体の色の塗り分け





Ⅲ 利用者の多様なニーズに対応したサービスの普及について

○選択性の向上と事業者の収益拡大のため、地域の他のタク シー事業者や他業界、行政と連携した取組みについて、右記 の分析モデルを用いて紹介。

(紹介事例)

- ・観光タクシー ・コンベンションタクシー ・福祉タクシー
- 防犯タクシー・救急タクシー・育児支援タクシー
- 乗合タクシー・プレミアムタクシー

